

消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進 (令和4年度第2次補正予算事業分に限る。) 実施要領

制 定 令和4年12月2日 4消安第4667号
最終改正 令和5年3月30日 4消安第6458号

第1 趣旨

消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進（以下「交付金」という。令和4年度第2次補正予算事業分に限る。）の実施の取扱いについては、要綱によるほか、本通知に定めるところによるものとする。

第2 目標

本事業については、こども食堂、こども宅食における食育の取組の支援及び学校における食育の取組の支援を強化するため、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第16条に基づき作成した第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日食育推進会議決定）の目標又は法第17条に基づき作成した都道府県食育推進計画若しくは法第18条に基づき作成した市町村食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）に定められた目標のうち、次の①から⑤までに掲げる目標の全部又は一部の達成に向けた取組を行う。

また、事業の実施に当たっては、国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見と生産者に対する理解向上に向けて目標⑥の達成に資するようするとともに、事業実施主体においては、事業で実施した取組を都道府県域内又は都道府県をまたぐ広域に広く普及させるための取組を行うこととする。

さらに、本事業の実施に当たっては、本事業を効果的・効率的に実施することを目的として、必要に応じて本事業の実施主体及びその他の関係者が参加する会議を事業実施期間内に開催するものとする。なお、同会議の開催に当たっては、会議参加者等で構成する食育協議会を組織するよう努めることとする。

[目標]

- ① 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす。
- ② 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす。
- ③ 農林漁業体験を経験した国民を増やす。
- ④ 学校給食における地場産物等を活用した取組等を増やす。
- ⑤ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす。
- ⑥ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす。

(注) 目標③ 農林漁業体験機会の提供の取組について、自然災害又は感染症の影響によ

り、オンライン又はデジタル媒体で行う必要がある場合は、農林漁業体験を実際に経験した者の増加によらない目標を設定することができることとする。

目標④ 学校給食における地場産物等を活用した取組等について、事業年度に学校給食に地場産物等を新たに導入する計画が無い場合は、地場産物等を使用する割合の増加によらない目標を設定することができることとする。

目標⑥ 全事業の実施に伴う目標とする。

第3 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項

要綱別表2の1のⅢの2の目標値の欄における各目標の目標値設定に当たっての根拠及び留意事項は、別表1のとおりとする。

第4 事業内容及び事業実施主体

1 食育の推進（都道府県を通じた取組）

（1）事業内容等

（2）に定める事業実施主体は、次のア又はイの事業を実施するとともに、事業実施主体に対して補助を行う。

なお、農林漁業体験への提供については、地域での取組の地域における共食の場の提供、地域食文化の継承や日本型食生活の実践の取組を行う者又は学校における食育の取組の学校給食における地場産物等活用の促進、和食給食の普及の取組を行う者が取組を行うことができる。

ア 地域での食育の取組

a 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者や食文化の継承者等を招いた食育の取組、及び地域における共食の場を設けるための取組を行う。

新型コロナウイルス感染症の影響によりこども食堂等が共食の場を開催できない場合、食材や弁当を個別に配達する場合も適用できることとする。

なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにする。

b 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、こども食堂、こども宅食等子育て世代や若い世代を中心とする各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

なお、こども宅食については、単なる食料供給にならないよう、食材や弁当と一緒に食文化の保護・継承や日本型食生活に関するパンフレットやチラシ等を同封して配達する場合も適用できることとする。

c 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者から本取組に関する講話等（農林漁業の作業手順に関する説明を除く。）の実施を併せて行う。

イ 学校における食育の取組

a 学校給食における地場産物等活用の促進

学校給食における地場産物等の使用割合を増やすために、生産者とのマッチング、地場産物等を使用した献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

b 和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

c 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者から本取組に関する講話等（農林漁業の作業手順に関する説明を除く。）の実施を併せて行う。

(2) 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立学校法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。以下同じ。）及び法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都道府県にあつては当該都道府県を管轄する地方農政局長をいう。）と協議の上、特に認める団体とする。

2 食育の推進（広域の取組）

(1) 事業内容等

(2) に定める事業実施主体は、アの事業を実施するとともに、間接交付事業者に対して補助を行う。間接交付事業者は、イ又はウの事業を行う。

なお、農林漁業体験への提供については、地域での取組の地域における共食の場の提供、地域食文化の継承や日本型食生活の実践の取組を行う者又は学校における食育の取組の学校給食における地場産物等活用の促進、和食給食の普及の取組を行う者が取組を行うことができる。

ア 食育の推進の指導・監督

以下のイ及びウの間接交付事業者を選定するための事業の周知・公募を実施するとともに、間接交付事業者の審査・選定、交付金の交付、事業の進捗管理等を行う。

イ 地域での食育の取組

a 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組、及び地域における共食の場を設けるための取組を行う。

新型コロナウイルス感染症の影響によりこども食堂等が共食の場を開催できない場合、食材や弁当を個別に配達する場合も適用できることとする。

なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動

となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにする。

b 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、こども食堂、こども宅食等子育て世代や若い世代を中心とする各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

c 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者から本取組に関する講話等（農林漁業の作業手順に関する説明を除く。）の実施を併せて行う。

ウ 学校における食育の取組

a 学校給食における地場産物等活用の促進

学校給食における地場産物等の使用割合を増やすために、生産者とのマッチング、地場産物等を使用した献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

b 和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

c 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者から本取組に関する講話等（農林漁業の作業手順に関する説明を除く。）の実施を併せて行う。

(2) 事業実施主体

ア 事業実施主体は、民間団体等及び法人格を有しない団体であって消費・安全局長が特に認める団体から公募により選定された団体とする。

イ 事業実施主体の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

a 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

b 事業実施計画について、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。

c 事業実施主体が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

d 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

e 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の府省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

ウ 事業実施主体は、間接交付事業者となろうとする者から提出された課題提案書の内容が適切であるか等について審査を行うこととする。

エ 事業実施主体は、間接交付事業者になることはできない。

(3) 間接交付金の際付すべき条件等

事業実施主体は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予

算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。）及び要綱に従うべきことという条件を付さなければならない。

- 3 事業実施主体は、第 4 の 1 の（1）及び 2 の（1）に掲げる事項を内容とする事業を実施する場合には、それぞれ以下の点に留意するものとする。

ア 協議会等の開催

協議会等の開催に伴う経費には、旅費、謝金、資料作成費等を含むものとするが、協議会の開催上真に必要なものに限るものとする。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合、徴収した額と交付金との合計額が開催経費を上回らないこととする。

ウ 人件費が発生する事業

事業の実施に要する人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号経理課長通知）及び「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 961 号経理課長通知）に基づき適切に算定するものとする。

- 4 要綱別表 1 の事業実施主体の欄の「特認団体」は、次のア及びイの要件を満たしているものとする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。

- 5 要綱別表 1 の事業実施主体の欄の「事業実施主体」及び「間接交付事業者」は、次のアからカまでの要件を満たしているものとする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。

ウ 事業を行う具体的な計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。

エ 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

オ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。

カ 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第 5 交付額の算定

要綱第 9 第 2 項の消費・安全局長等が別に定めるところによる交付金の額の算定の方法は、別添 1 によるものとする。

広域の取組の事業実施主体による間接交付事業者の選定及び交付額の額の算定方法は、別添 1 に準ずるものとする。なお、間接交付事業者の選定にあたっては、別添

1別表によるものとする。

第6 事後評価結果の反映の方法等

- 1 要綱第29第10項の消費・安全局長等が別に定めるところによる事後評価結果の反映の方法等は、別添2によるものとする。
- 2 要綱第29第11項の事後評価の公表については、消費・安全局長又は地方農政局長等（要綱第6第1項第1号から第4号までに規定する者をいう。以下同じ。）が事業を実施した年度の翌年度の12月末までに要綱第29第7項の結果を公表するものとする。

第7 地域での食育の推進における対象経費及び交付率

要綱別表1の1食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の「3-2」の地域での食育の推進に係る経費欄及び交付率欄において消費・安全局長が別に定めるとされている経費及び交付率は、別表2によるものとする。

なお、経費等に係るその他の事項については、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通知）第8に準じることとする。

第8 事業の実施

1 事業の委託

(1) 都道府県を通じた取組

事業実施主体は、要綱別記様式第1号に記載した委託先に本事業の一部を委託して行わせることができる。

なお、委託を行わせる範囲は、事業区分ごとの事業費の2分の1を超えてはならないこととする。ただし、地方公共団体が委託する場合を除く。

(2) 広域の取組

事業実施主体は要綱別記様式第2号による交付申請書に記載した委託先に本事業の一部を委託して行わせることができる。

なお、委託を行わせる範囲は、事業区分ごとの事業費の2分の1を超えてはならないこととする。

2 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権又は回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守ることとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体についても同様に次の条件を守ることとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく消費・安全局又は地方農政局等に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利の活用を申し出た第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に消費・安全局又は地方農政局等と協議して承諾を得ること。
- 事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

第9 推進指導等

1 事後評価結果等に基づく指導

- (1) 消費・安全局長は広域の取組の事業実施主体に、地方農政局長等は都道府県知事に対し、交付金で実施する内容が、国や当該都道府県等の政策課題、全国的な指標と比較した場合の取組水準等に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うこととする。

また、事業実施後、目標値の達成度、事業の実施方法等の評価に加え、それぞれの事情や政策課題を踏まえつつ、交付金で実施した内容と第4次食育推進基本計画の目標、食育推進計画を比較した相対的な評価を実施し、これらに基づき、都道府県知事又は広域の取組の事業実施主体に対し、今後の対応、事業の実施に当たっての留意事項等について指導を行うこととする。

消費・安全局長又は地方農政局長等は、これらの指導を行うに当たって、必要に応じて評価検討委員の意見を聴くものとする。

- (2) 消費・安全局長又は地方農政局長等は、やむを得ない事情により目標値の達成が困難になった場合を除き、要綱第29第9項により、都道府県知事又は広域の取組の事業実施主体に対し、事後評価が低くなった要因の説明を求めるとともに改善の指導・助言を行うこととする。
- (3) (2)により地方農政局長等から指導・助言を受けた都道府県知事は、次年度の事業実施計画を策定する場合には、当該指導・助言の内容を踏まえたものとする。
- (4) 消費・安全局長及び都道府県知事は、要綱第29第3項による指導をもってしても、目標値の達成に向けた改善が図られない場合にあっては、改善が見込まれるまでの間、当該事業実施主体に対する交付金の交付を見合わせるものとする。

2 交付金の減額等

国は、事業実施計画書の変更により交付金の全部又は一部に不用額を生じることが明らかになった時は、交付金の一部又は全部を減額することができる。

また、都道府県知事若しくは広域の取組の事業実施主体に対し、すでに交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

3 不正行為の防止等

- (1) 消費・安全局長又は都道府県知事は、交付金の事業実施主体の代表者、理事等

が、交付金の実施に関して不正な行為をした場合又は疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めることとする。

- (2) 消費・安全局長又は都道府県知事は、前号に該当する事業実施主体が交付金による事業実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、交付金の適正な執行を確保する上で不十分であると認められたときは、提出を受け付けないものとする。

附 則

この要領は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進実施要領に基づき実施した事業については、従前の例による。

別表1 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項

1 食料安全保障確立対策推進交付金

目的及び目標	目標値	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項
<p>地域での食育の推進</p> <p>1. 地域での食育の取組の共通の目標</p> <p>2. 地域での食育の取組（都道府県を通じた取組）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ・ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 ・ 食文化の継承度 ・ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 ・ 農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数 	<p><根拠となるデータ等> 地域での食育の推進の取組を行った後に産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶと意識をするようになる人数／地域での食育の推進の取組に参加する人数</p> <p><根拠となるデータ等> 共食の場における食育活動を行った後における共食をしたいと思う人数／共食の場における食育活動に参加する人数</p> <p><目標設定に当たっての留意事項> 直近の食育推進基本計画、食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。</p> <p><根拠となるデータ等> ア 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している者の割合 イ 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている者の割合</p> <p><根拠となるデータ等> ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者の割合 イ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代（20～30歳代）の割合</p> <p><根拠となるデータ等> 延べ人数（人）＝各農林漁業体験の機会に参加した人の合計（同じ者が2つの体験に参加した場合2人とする）</p>

3. 学校における食育の推進
(都道府県を通じた取組)

・ 学校給食における地場産物等を使用する割合

・ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度

・ 農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数

$$\text{増加割合 (\%)} = \frac{(a_1+a_2+\dots+a_m) - (b_1+b_2+\dots+b_n)}{b_1+b_2+\dots+b_n} \times 100$$

- a : 本年度体験予定者数 (延べ人数)
- b : 前年度体験者数 (延べ人数)
- m : 本年度に農林漁業体験を行う数
- n : 前年度に農林漁業体験を行った数

<目標設定に当たっての留意事項>

ア 前年度の体験者数 (延べ人数) を把握し、本年度の体験プログラム等から参加予定者数や開催回数等を勘案して、目標値を設定する。

イ 前年度の体験者数が 0 人の場合は、増加割合ではなく、本年度体験予定者数 (延べ人数) を目標値とする。

<根拠となるデータ等>

学校給食における地場産物等を使用する割合を金額 (材料費) ベースで算定し、目標値を設定する。

<根拠となるデータ等>

ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている者の割合

イ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている若い世代 (20~30 歳代) の割合

<根拠となるデータ等>

延べ人数 (人) = 各農林漁業体験の機会に参加した人の合計 (同じ者が 2 つの体験に参加した場合 2 人とする)

$$\text{増加割合 (\%)} = \frac{(a_1+a_2+\dots+a_m) - (b_1+b_2+\dots+b_n)}{b_1+b_2+\dots+b_n} \times 100$$

- a : 本年度体験予定者数 (延べ人数)
- b : 前年度体験者数 (延べ人数)
- m : 本年度に農林漁業体験を行う数

<p>4. 地域での食育の取組（広域の取組）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 ・ 食文化の継承度 ・ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 ・ 農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数 	<p>n：前年度に農林漁業体験を行った数</p> <p><目標設定に当たっての留意事項> ア 前年度の体験者数（延べ人数）を把握し、本年度の体験プログラム等から参加予定者数や開催回数等を勘案して、目標値を設定する。 イ 前年度の体験者数が0人の場合は、増加割合ではなく、本年度体験予定者数（延べ人数）を目標値とする。</p> <p><根拠となるデータ等> 共食の場における食育活動を行った後における共食をしたいと思う人数／共食の場における食育活動に参加する人数</p> <p><目標設定に当たっての留意事項> 直近の食育推進基本計画及び食育に関する意識調査報告書（令和4年3月 農林水産省）を踏まえて目標値を設定する。</p> <p><根拠となるデータ等> ア 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している者の割合 イ 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている者の割合</p> <p><根拠となるデータ等> ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者の割合 イ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代（20～30歳代）の割合</p> <p><根拠となるデータ等> 延べ人数（人）＝各農林漁業体験の機会に参加した人の合計（同じ者が2つの体験に参加した場合2人とする）</p> $\text{増加割合（\%）} = \frac{(a_1+a_2+\dots+a_m) - (b_1+b_2+\dots+b_n)}{b_1+b_2+\dots+b_n} \times 100$
----------------------------	--	---

<p>5. 学校における食育の取組 (広域の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食における地場産物等を使用する割合 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数 		<p>a : 本年度体験予定者数 (延べ人数) b : 前年度体験者数 (延べ人数) m : 本年度に農林漁業体験を行う数 n : 前年度に農林漁業体験を行った数</p> <p><目標設定に当たっての留意事項> ア 前年度の体験者数 (延べ人数) を把握し、本年度の体験プログラム等から参加予定者数や開催回数等を勘案して、目標値を設定する。 イ 前年度の体験者数が0人の場合は、増加割合ではなく、本年度体験予定者数 (延べ人数) を目標値とする。</p> <p><根拠となるデータ等> 学校給食における地場産物等を使用する割合を金額 (材料費) ベースで算定し、目標値を設定する。</p> <p><根拠となるデータ等> ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者の割合 イ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代 (20~30歳代) の割合</p> <p><根拠となるデータ等> 延べ人数 (人) = 各農林漁業体験の機会に参加した人の合計 (同じ者が2つの体験に参加した場合2人とする)</p> $\text{増加割合 (\%)} = \frac{(a1+a2+\dots+am) - (b1+b2+\dots+bn)}{b1+b2+\dots+bn} \times 100$ <p>a : 本年度体験予定者数 (延べ人数) b : 前年度体験者数 (延べ人数) m : 本年度に農林漁業体験を行う数 n : 前年度に農林漁業体験を行った数</p>
---	--	--

別表2 地域での食育の推進における対象経費及び交付率

1. 都道府県を通じた取組（事業実施主体の上限額 1,000 万円）

事業メニュー	経 費	交付率・額の上限
ア 地域での食育の取組 a 共食の場における食育活動	(ア) ニーズ調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費	定額
	(イ) 農林漁業者等とのマッチングの調査・調整費 調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費	定額
	(ウ) マッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費	定額
	食材費（調理体験の教材、展示、試食用）	定額 ただし、上限額 50 万円かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円
	(エ) 共食の場の提供費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費	定額
食材費（調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材用）	定額 ただし、上限額 100 万円かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円	
(オ) 都道府県において「a」の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	定額 ただし、「ア」、「イ」までの職員旅費の合計の上限は 20 万円	
b 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組	(ア) 食文化の継承・日本型食生活の実践 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料	定額

<p>支援</p> <p>c 農林漁業体験の機会の提供</p>	<p>印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p> <p>(イ) 都道府県において「b」の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(ア) 教育ファーム検討委員会開催費 委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）</p> <p>(ウ) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(エ) 都道府県において「c」の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>定額 ただし、上限額 50 万円かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円</p> <p>定額 ただし、「ア」、「イ」までの職員旅費の合計の上限は 20 万円</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 50 万円かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
---------------------------------	--	--

<p>イ 学校における食育の取組</p> <p>a 学校給食における地場産物等活用の促進</p>	<p>(ア) 生産者とのマッチング調査・調整費 調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 生産者とのマッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（展示・試食用）</p> <p>(ウ) 献立の開発及び試食会費 調理師及び講師に対する謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、役務費、通信運搬費、消耗品費 食材費（給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）</p> <p>(エ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用、給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）</p>	<p>ただし、「ア」、「イ」までの職員旅費の合計の上限は20万円</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額50万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額50万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額50万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p>
--	--	--

	<p>(オ) 都道府県において「a」の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>定額 ただし、「ア」、「イ」 までの職員旅費の合計の 上限は20万円</p>
<p>b 和食給食の普及</p>	<p>(ア) 献立の開発費 調理師謝金・旅費、賃金（運営補助）、 会場借料、機器借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p> <p>(イ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料 印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険 料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p>	<p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額50万円か つ、1人当たりの上限額 は、1,000円</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額50万円か つ、1人当たりの上限額 は、1,000円</p>
	<p>(ウ) 都道府県において「b」の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>定額 ただし、「ア」、「イ」 までの職員旅費の合計の 上限は20万円</p>
<p>c 農林漁業体験の機会の提供</p>	<p>(ア) 教育ファーム検討委員会開催費 委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務 費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅 費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>

	<p>費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）</p> <p>（ウ）農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>（エ）都道府県において「c」の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>定額 ただし、上限額 50 万円かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、「ア」、「イ」までの職員旅費の合計の上限は 20 万円</p>
--	---	---

2. 広域の取組（事業実施主体の上限額 20,000 万円（アの事業を行う事業実施主体の上限額 2,000 万円、イ、ウの事業を行う間接交付事業者の上限額 3,000 万円）

事業メニュー	経費	交付率・額の上限
ア 食育の推進の指導・監督	<p>以下のイ及びウの間接交付事業者の選定するための事業の周知・公募を実施とするとともに、事業実施者の審査・選定、交付金の交付、事業の進捗管理等を行う。</p> <p>人件費、普及啓発費、委員謝金、委員旅費、事務局旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、印刷費</p>	定額
イ 地域での食育の取組 a 共食の場における食育活動	<p>(ア) ニーズ調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 農林漁業者等とのマッチングの調査・調整費 調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(ウ) マッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p> <p>(エ) 共食の場の提供費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材用）</p>	定額 定額 定額 定額 ただし、上限額 150 万円 かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円 定額 定額 ただし、上限額 300 万円 かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円

<p>b 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援</p>	<p>(ア) 食文化の継承・日本型食生活の実践 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p> <p>(イ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p>	<p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150 万円 かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150 万円 かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円</p>
<p>c 農林漁業体験の機会の提供</p>	<p>(ア) 教育ファーム検討委員会開催費 委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）</p> <p>(ウ) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150 万円 かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円</p> <p>定額</p>

ウ 学校における食育の取組 a 学校給食における地場産物 等活用の促進	<p>消耗品費</p> <p>(ア) 生産者とのマッチング調査・調整費 調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 生産者とのマッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（展示・試食用）</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150 万円 かつ、1 人当たりの上限 額は、1,000 円</p>
	<p>(ウ) 献立の開発及び試食会費 調理師及び講師に対する謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、役務費、通信運搬費、消耗品費 食材費（給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）</p> <p>(エ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用、給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）</p>	<p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150 万円 かつ、1 人当たりの上限 額は、1,000 円</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150 万円 かつ、1 人当たりの上限 額は、1,000 円</p>
b 和食給食の普及	<p>(ア) 献立の開発費 調理師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p>	<p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150 万円</p>

<p>c 農林漁業体験の機会の提供</p>	<p>(イ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p> <p>(ア) 教育ファーム検討委員会開催費 委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）</p> <p>(ウ) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額150万円 かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額150万円 かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p> <p>定額</p>
-----------------------	---	---

交付金の額の算定の方法について

1 食料安全保障確立対策推進交付金（要綱別表 1 の 1 の食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の 3－2 地域での食育の推進関係）にかかる交付金の算定方法は以下のとおりとする。

（1）配分額の決定

ア 配分方法

事業実施計画について、別表に掲げる評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

なお、評価項目に「不選定」の評価がある事業計画については、交付金配分の対象としないこととする。

ポイントの高い順に並べ、上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

配分した結果、最後の配分可能額が事業計画の要望額を下回る場合には、当該事業計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、事業の要望額が小さい事業実施計画から優先的に配分する。

都道府県の監督・指導等については、採択した事業に応じて配分する。

イ 留意事項

（ア）評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準とは異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。当該事業実施計画の監督・指導等についても支援することは出来ない。

（イ）配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度及び次年度において、同一の事業実施計画での要望はできないこととする。ただし、自然災害、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

（2）配分基準の考え方の見直し

配分基準の考え方については、事業の実施状況、総合的な政策推進の観点を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

別表

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① 事業の目的が第4次食育推進基本計画及び事業実施地域を所管する都道府県が策定した食育推進計画の目標達成に資するものとなっているか。 ア 目的が第4次食育推進基本計画及び都道府県の食育推進計画の目標達成に資するものとなっている。 イ 目的が第4次食育推進基本計画及び都道府県の食育推進計画の目標達成に資するものとなっていない。	5 不選定
	② 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。 ア 課題のとらえ方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。 イ 課題をとらえ、目的がおおむね課題に対応している。 ウ 課題のとらえ方又は目的の設定が適切でない。	5 3 不選定
	③ 事業が「国産農林水産物や地域の食品の価値の再発見」に効果があるか。 ア 十分な効果が見込まれる。 イ おおむね効果が見込まれる。 ウ 効果が期待できない。	5 3 不選定
効率性	④ 事業の実施内容に効率的な手法がとられているか。 ア 十分効率的な手法がとられている。 イ おおむね効率的な手法がとられている。 ウ 効率的な手法となっていない。	5 3 不選定
実現性	⑤ 事業内容が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。 ア 数値目標について、高水準かつ実現性の観点から適当と認められる。 イ 数値目標について、実現性の観点から適当と認められる。 ウ 数値目標について、実現性の観点から適当でない。	5 3 不選定
	⑥ 事業の成果について、目標に対する効果検証が適切に行われることが見込まれるか。 ア 目標の達成状況の検証が高い精度で見込まれる。 イ 目標の達成状況の検証が見込まれる。 ウ 目標の達成状況の検証が見込まれない。	5 3 不選定
普及性	⑦ 取組をホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されているか。 ア 取組の普及方法について、十分な普及効果が期待できる。 イ 取組の普及方法について、普及効果が期待できる。 ウ 取組の普及方法について、普及効果が期待できない。	5 3 不選定
独創性・先進性	⑧ 事業で実施する各種取組にモデル性があるか。 ア 取組内容が地域において新規性があり、複数の取組について波及することが十分に期待できる。 イ 取組内容が地域において新規性があり、波及することが期待できる。 ウ 取組内容に新規性がない、又は、新規性があっても波及が期待できない。	5 3 不選定

関連性	⑨ 他の施策と連携している取組であるか。 ア 本事業の実施主体及び他の関係者を必要とする場合は、その関係者で構成する食育協議会を組織しているか（又は構成員となっているか。）。	3
	イ 事業対象地域において、すべての市町村で食育基本法にもとづく市町村食育推進計画が策定されているか。 ※ ア又はイに該当した場合は最高3ポイントを加算できるものとする。	3
加算	⑩ 「1. 地域での食育の取組」の中で2つ以上の取組を関連させ、重点的かつ効率的に推進を行っている。	1
	⑪ 「2. 学校における食育の取組」の中で2つ以上の取組を関連させ、重点的かつ効率的に推進を行っている。	1
	⑫ 「1. 地域での食育の取組」及び「2. 学校における食育の取組」の取組を行い、重点的かつ効率的に推進を行っている。	1

別添 2

事後評価結果の反映の方法等について

1 都道府県における事後評価の方法（要綱別表 1 の 1 の食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の 3 - 2 地域での食育の推進関係）

- (1) 都道府県は、要綱第 29 第 1 項及び第 2 項により事業実施主体から提出される成果報告書を基に、事業メニューごとに、当初設定した目標値に対する当該事業実施年度における達成度（実績値／目標値）を算出する（地域での食育の推進では、小数点第 3 位は切り捨て）。
- (2) (1) で求めた事業メニューごとの達成度を、各事業メニューの交付金の執行額で加重平均し、事業実施主体ごとの達成度を算出し、その結果を次の表の基準に当てはめて、評価を行う。
- (3) 達成度の算出に当たっては、(2) の事業実施主体ごとの達成度を計算後に小数点第 3 位を切り捨てる。

表 評価の基準等

評 価	基 準	別添 1 の (2) の別表「評価項目及び配点基準」への反映 (ポイント)
A	達成度の平均が 100%以上	0
B	達成度の平均が 80%以上 100%未満	- 2
C	達成度の平均が 80%未満	- 3

2 事後評価結果の反映（要綱別表 1 の 1 の食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の 3 - 2 地域での食育の推進関係）

- (1) 令和 4 年度については、食料産業・6 次産業化交付金から消費・安全対策交付金への移行期間であることから事後評価結果の反映を行わない。
- (2) 令和 5 年度においては、令和 3 年度食料産業・6 次産業化交付金の達成度を用いて、別添 1 の (2) の別表に掲げるポイントを加算する。
- (3) 令和 6 年度以降、地域での食育の推進に当たっては、前々年度の評価を踏まえて、別添 1 (2) の別表に掲げるポイントを加算する。